



「横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例」による 緑化率適用除外許可申請の手引

標記条例（以下「地区計画条例」といいます。）により緑化率の制限が適用される建築物について緑化率の適用除外に関する許可を受ける場合は、必ず事前に計画内容についてご相談いただき、緑化率の適用除外に関する許可申請を行ってください。

- ・申請窓口はみどり環境局公園緑地管理課公園緑化協議担当（電話：045-671-3946）です。
午後は担当者が検査等で不在となりますので、手続、相談等は午前中にお願ひします。
- ・緑化率の適用除外に関する許可申請の前に、納付書（事前に納付書の記載事項を確認させていただき、その内容を当課で確認後、後日交付します。）にて手数料（1件につき27,000円）を納付してください。その領収書の写しを許可申請書に添付して申請してください。一度納付いただいた手数料は返還できません。
- ・緑化率の適用除外に関する許可申請の標準処理期間は30日間です。申請書類の補正等（修正や差替え）がある場合、標準処理期間に加え、審査時間をいただきますので、時間に余裕をもって申請してください。
- ・建築敷地に緑化地域（横浜市では、住居系用途地域・商業系用途地域（臨港地区を除く）を緑化地域と定めています。）が含まれている場合、地区計画条例による緑化率の適用除外に関する許可申請により、緑化地域制度による緑化率の適用除外に関する許可も同時に行うことができます。

～申請書類の作成方法～

- 1 申請書及び添付書類は**正副2部**提出してください。
- 2 地区計画等の区域内における行為の届出、建築確認申請の際に添付する書類は、緑化率の適用除外に関する許可書及び添付書類です。
- 3 必要書類及び作成時の注意点
 - ・建築確認申請または計画通知の書類に記載する事項と共通の項目については、同じ内容を記載してください。
 - ・各図面には正しい縮尺を記載してください。また、図面を出力した際、図面が縮んでいないか三角スケール等で確認してください。
 - ・申請に必要な様式は、横浜市みどり環境局のホームページからダウンロードできます。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/midori/tikuryokka/tikuryokka.html>

書類の名称	注意点	
緑化率の適用除外に関する（変更）許可申請書 【様式（緑化率）第1号（第19条）】	1	建築物の名称、地名 地番 区域又は地区名 敷地面積
	2	適用除外の理由
		対象となる建築物が特定できるように記載してください。 条例別表第12(あ)欄及び(い)欄に記載された区域又は地区名を記載してください。 小数第2位まで記載してください。
		該当する項目にチェックしてください。 また、建築物の用途又は適用除外となる理由を記載してください。

	3 適用除外の許可年月日及び番号（変更の場合）	既に適合除外の許可を受けた計画を変更する場合に、当該計画の適用除外許可年月日及び番号、変更の理由を記載してください。
	4 変更の理由（変更の場合）	
手数料納付後の納付書兼領収書の写し	許可申請前に納付書（当課が発行）にて手数料（1件につき 27,000円）を納付してください。その領収書の写しを許可申請書に添付してください。	
委任状 付近見取図 配置図 構造詳細図 緑化施設求積図 面積算出表 緑化施設の写真及び撮影位置図	【地区計画条例緑化手引書 No. 1】を参照してください。 配置図に、緑化率が適用除外となる理由に該当する施設の種類、範囲等を明示してください。	
適用除外範囲求積図	適用除外の理由に該当する範囲の面積を小数第2位まで（第3位以下切捨て）記載してください。CAD求積による場合は、「CAD求積」など、求積方法及び緑化施設の寸法を明示してください。三斜法等による場合は求積表を明示してください。	
適用除外となることの確認に必要な図書	緑化率が適用除外となる理由が法令等に位置づけられているものについては、それぞれの規定に適合又は該当することが確認できる図書を添付してください。	

(参考)

地区計画 地区一覧

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/plan-rule/chikukeikaku/tikukeikaku.html>

地区計画条例

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/tetsuduki/jorei/chiku.html>

4 緑化率の適用除外に関する許可申請書の様式

様式（緑化率）第1号(第19条)

緑化率の適用除外に関する（変更）許可申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

申請者 住所
氏名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
電話

- 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例第19条第4項
 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例第19条第4項及び都市緑地法第35条第2項

に規定する適用除外に関する許可を受けたいので、次のとおり申請します。
 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積	
建築物の名称	
地名地番	区
区域又は地区名	区域 地区
敷地面積	平方メートル
2 適用除外の理由	
(1) 建築物の用途	
(2) 適用除外の理由 条例第19条第4項 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 に該当するため 法第35条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 に該当するため	
(3) その他	
3 適用除外の許可年月日及び番号（変更の場合）	
横浜市 指令 第 号	
4 変更の理由 (変更の場合)	

(A4)

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に基づく
建築物の緑化率の制限に関する基準（抜粋）

第4章 条例第19条第4項の規定による許可基準

（許可条件）

第6条 地区計画に定められた区域の整備、開発及び保全に関する方針に基づく良好な都市環境の形成に著しい支障を及ぼす恐れが少ないと認められるものであること。

（緑化率の適用除外）

第7条 条例第19条第4項第2号の適用除外として市長が許可する建築物は次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項に規定する公園施設に該当するもの
- (2) 都市公園法第7条第1項の規定による公園管理者の許可を受けたもの

2 条例第19条第4項第3号の適用除外として市長が許可する建築物は次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項に規定する特定工場に該当するもの
- (2) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設に該当するもの
- (3) 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道施設に該当するもの
- (4) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路又は第2項に規定する道路の付属物に該当するもの
- (5) 河川の地下調節池の取水施設に該当するもの
- (6) 横浜市自転車等の放置防止に関する条例（昭和60年4月横浜市条例第16号）第3条の規定により設置される自転車駐車場の施設に該当するもの
- (7) 公共用歩廊その他これらに類するものであって、都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5第2項第1号に規定する地区施設に該当するもの
- (8) 次のいずれかが存する敷地内の建築物（ただし、イ、ウ、エに該当するものを建築する場合は、建築審査会の同意を得たものに限り。）

ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により国宝、重要文化財、登録有形文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定されたもの

イ 神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）第4条第1項の規定により神奈川県指定重要文化財に指定されたもの

ウ 横浜市文化財保護条例（昭和62年12月横浜市条例第53号）第6条第1項の規定により横浜市指定有形文化財に指定されたもの

エ 前3号に掲げるものであったものの原形を再現するもので、市長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの

オ 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物又は同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木

カ 横浜市歴史を生かしたまちづくり要綱第4条の規定により登録された登録歴史的建造物又は同要綱第10条の規定により認定された認定歴史的建造物

キ 工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項に規定する特定工場に該当するもの

ク 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設に該当するもの

ケ 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道施設に該当するもの

- (9) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第11条から第13条までに規定する高圧ガスの製造のための施設又は同法第16条若しくは第17条の2に規定する貯蔵所であって、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）、液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）又はコンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号）に規定する、火気を取り扱う施設に対する距離又は火気の使用かつ引火性又は発火性の物を置くことが禁止される距離を要する施設が同一敷地内にあるもの
- (10) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第2条第4項に規定する供給設備又は同法第3条第2項第3号に規定する貯蔵施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）に規定する火気を取り扱う施設又は引火性若しくは発火性のものの堆積してある場所に対する距離を要する施設が敷地内

にあるもの

- (11) 消防法（昭和23年法律第186号）第10条第1項に規定する危険物の貯蔵所、製造所又は取扱所であつて、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第9条第1項第2号、第10条第1項第2号、第16条第1項第4号、第17条第1項第2号及び同項第3号に規定する空地が敷地内にあるもの
 - (12) 第1号から第11号までに掲げるもの以外で、適正な都市機能を確保するためにやむを得ずかつその機能又は構造上緑化施設の整備が著しく困難であると市長が認めたもの
- 3 条例第19条第4項第4号の適用除外として市長が許可する建築物は次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) その敷地の全部又は一部が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域に含まれるもの
 - (2) 道路法第32条第1項の規定による道路管理者の許可を受けたもの
 - (3) 河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定による河川管理者の許可を受けたもの
 - (4) 建築基準法第44条第1項ただし書各号に規定するもの

第8条 条例第19条第4項第2号から第4号までのいずれかの規定の適用を受ける建築物については、敷地内に可能な範囲で積極的に緑化を行うこと。

- 2 前条第2項第8号から第11号まで及び第3項第1号のいずれかの規定の適用を受ける建築物については、前項に加え、敷地面積から適用除外となる理由に関する部分の面積を減じた面積に対する緑化施設の面積の割合を条例別表第12(う)欄に掲げる数値又は条例第19条第2項若しくは第3項により算出される数値以上とすること。
- 3 条例第20条の規定により、条例第19条第4項第2号から第4号までの規定の適用を受ける建築物の敷地と適用を受けない建築物の敷地が一の敷地とみなされる場合は、前2項にかかわらず、一の敷地とみなされた敷地内の建築物の緑化率を条例別表第12(う)欄に掲げる数値又は条例第19条第2項若しくは第3項により算出される数値以上とすること。

附 則

この基準は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月3日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年10月3日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。